

平成 18 年 8 月 22 日
協 議 会 決 定

(趣旨)

第 1 条 この定めは、羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、羽村市国民保護協議会(以下、「協議会」とする。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴人の定員は 5 名以内とし、傍聴希望者が定員を超えるときは先着により決定する。

2 前項にかかわらず、出席委員の過半数が特に必要と認めた場合においては定員を超えて傍聴することができる。

(傍聴の事前周知)

第 3 条 協議会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴者の定員その他必要な事項を広報紙及びホームページ等を利用し、事前に市民に周知するなど市民の傍聴を得るための工夫に努めなければならない。

(傍聴の手続き)

第 4 条 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、羽村市国民保護協議会傍聴人名簿に自己の住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第 5 条 傍聴人は、指定された場所に着席しなければならない。

(会議場への入場禁止)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、談論、高笑等、会議の進行に影響のある言動をしないこと。

- (3) 会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 傍聴により知り得た情報により、協議会若しくは特定委員を中傷するよ
うな行為又は類する行為を行わないこと。
- (5) 傍聴席において写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。
- (6) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 帽子、腕章、鉢巻き等を着用しないこと。

(傍聴人の退場)

第 8 条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第 9 条 会長は、協議会の決定により、その日の会議の全部または一部を非公開とすることができる。

(委任)

第 10 条 この定めによるもののほか、協議会の傍聴等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この定めは、平成 18 年 8 月 22 日から施行する。

